

参考:インフルエンザ出席停止期間基準早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
 Aさん	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Bさん	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Cさん	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
 Dさん	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
 Eさん	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

インフルエンザの出席停止期間

「発症後5日間かつ解熱した後2日を経過するまで」です。

発症した日からかぞえと、6日間の出席停止が必要となります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。(学校保健安全法に準じる)

【注意事項】

- ・出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。
- ・安静にして、十分な睡眠をとりましょう。
- ・水分を充分取りましょう。
- ・枕元にペットボトルやストロー付カップなどを置き、こまめに飲みましょう。
- ・食事は口あたりがよく、やわらかく、消化のよいもので、無理なく食べられるものにしましょう。
- ・1日1回は体温を測り、記録しておきましょう。
- ・湿度:部屋の湿度を高め(50~60%)にしましょう。
- ・換気:1日数回、部屋の換気をしましょう。
- ・症状が悪化した場合は、速やかにかかりつけ医など医療機関を受診しましょう。



感染症に罹患したときの対応（学生）

学校保健安全法では学校感染症を定めており、本学では学生が罹患した場合は、流行を防止するため、再登校する際には「感染症治癒証明書」で医師の治癒証明を受けることにしています。なお、インフルエンザに罹患した場合の出勤停止期間については、本学ホームページに掲載の「本学の学生のインフルエンザ出席停止期間基準早見表」を参照してください。

下記の学校保健安全法に定める感染症に罹患した場合は、次の手順に従って行動してください。

インフルエンザ、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふく）、風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、百日咳、咽頭結膜炎（プール熱）、感染性腸炎、その他

I. 感染症に罹患したときの対処法

1. 速やかに医療機関を受診してください。

再登校する場合には、「感染症治癒証明書」が必ず必要となりますので、「II. 感染症に罹患した後に再登校する場合の諸手続き」に従い証明書を入手してください。

2. 感染症の罹患を直ちに学年主任に報告してください。学年主任は下記の連絡先に報告してください

【連絡先】学事部（内線）8137（薬学部）・8145（歯学部）

3. 医師の指示に従い、感染の危険性がなくなるまで外出せず原則自宅療養してください。

II. 感染症に罹患した後に再登校する場合の諸手続き

1. 「感染症治癒証明書」の入手方法

1) 「感染症治癒証明書」は本学のホームページ（入手順序：①在學生の方、②学生生活について、③保健室の学生用をそれぞれクリック）から入手できます。ダウンロードできない場合は、学事部に請求してください。

2) 医療機関の受付で「感染症治癒証明書」の必要性を説明し、必要事項の記載を依頼してください。

3) 治癒確認のために医療機関を再受診した際に、「感染症治癒証明書」の記載事項を確認してから受け取って下さい。

4) 再登校の際には「感染症治癒証明書」を下記に提出してください。

【提出先】学事部（薬学部・歯学部）

2. 「感染症治癒証明書」を入手できない場合

診療を受けた医療機関を再受診できない場合

他医療機関で学校感染症と診断され、当院医科外来で感染症治癒証明書の発行を希望する学生は、再登校予定日の前日 9 時から 10 時の間に、医科外来受付まで連絡してください。

歯学部附属病院医科（内線）2274 又は 医科直通 TEL:024-932-9299

感染症罹患届（学生）

主治医殿

奥羽大学

感染症治癒・登校許可書記入について（ご依頼）

学校感染症（学校保健安全法）に罹患した本学学生につきまして、診断名及び出席停止期間について下記の証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

氏名

下記のとおり、罹患したことを届けます。

記

※下記疾病の該当欄に○印を記入してください。

疾病名	出席停止期間	疾病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	百日咳	特有の咳・せきが消滅するまで又は5日間の適切な抗・菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消滅した後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	感染性腸炎（ ）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消滅するまで	その他（ ）	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで		

※平成 25 年 3 月 文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」より

治癒（登校許可）証明書

奥羽大学殿

上記の学生は、上記の疾病が治癒したため、登校しても支障がないことを証明します。

初診日 年 月 日
出席停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日
登校許可日 年 月 日

備考

年 月 日

医療機関名：

住所：

医師名： 印

※この証明書は、奥羽大学学事部（薬学部・歯学部）で保管し、感染対策や学事を目的に使用します。

原則として記載された個人情報、本人の承諾なしに第三者へ開示提供することはありません。

しかし、法令に基づく場合や、本人の身体および生命の危険性がある場合、本人の同意を得ることが困難である場合には、例外的に第三者に開示することがあります。あらかじめご了承ください。